

今回は、最近公正取引委員会が**販売価格からこれに付与されるポイント還元額を差し引くと仕入価格より安くなるならば不当販売に該当する**として警告を出した事例を会計的・税務的見地から考察してみようと思います。

**ポイントサービス制度とは、販売額の一部を顧客に還元する制度**であり、昨今の不況に対する需要喚起策として競っているいろいろな業種のお店が導入しています。例えば大型家電量販店、航空会社、ガソリンスタンド、百貨店、書店、薬局など皆さんの財布には様々なポイントカードが入っているのではないのでしょうか。

つい先日このポイントサービス制度について、公正取引委員会より販売価格からポイント還元額を差し引くと仕入価格より安くなる場合には**不当販売に当たるとの見解**が出されました。このことは公正取引委員会が**ポイント制度を値引きであると認定していることに他なりません**。

そこで今回はポイントサービス制度の会計処理について考察してみましょう。

さてこのポイントサービス制度には大きく分けて**蓄積型**、**金券交換型**、**即時使用可能型**の 3 つタイプがあります。

まず**蓄積型**のポイントサービスとは、ポイントが一定のポイントに達するまではポイントを使用することができないタイプのサービスをいいます。

次に**金券交換型**のポイントサービスとは、ポイントが一定のポイントに達した時点で金券等を受領できるタイプのサービスをいいます。

最後に**即時使用可能型**のポイントサービスとは、購入した時点で直ちに使用が可能となるタイプのサービスをいいます。

の**蓄積型**のポイントサービス制度の特徴は、一定のポイントが貯まるまではポイントを

使用することが不可能なためそのまま権利を放棄してしまう顧客が多く、また使用期限が定められている場合には使用されることなく無効になってしまうポイントが多数にのぼることで

したがってそのサービス提供側の会計処理として、ポイントの蓄積時に費用処理もしくは値引き処理する方法を採用することは適当ではありません。やはり**実際にポイントを使用した時点で初めて費用処理もしくは値引き処理する方法を採用すべき**でしょう。

の**金券交換型**のポイントサービス制度の特徴としては、先の蓄積型のポイントサービスと同様に一定のポイントが貯まるまではポイントを使用することが不可能なためそのまま権利を放棄してしまう顧客が多く、また使用期限が定められている場合には使用されることなく無効になってしまうポイントが多数にのぼることで。したがってポイント蓄積時には会計処理すべきではありません。そこで問題となるのは、**ポイントを貯めて金券を交付した時に会計処理を行うのか、金券が実際に使用された時に会計処理を行うのか**です。

実務上は次の理由により金券が実際に使用された時点で費用処理もしくは値引き処理しています。

ア・金券の交付により債務は一応は確定しているが現実にはどの程度引き換えがあるか不明であること。

イ・債務に対応する収益は本来金券の交付時ではなくポイントの蓄積時であること。

このことからサービス提供側の会計処理として採用すべき方法は、金券が使用された時点で費用処理もしくは値引き処理する方法であると思われます。

の即時使用可能型のポイントサービス制度の特徴は、貯蓄型、金券交換型と異なりポイントの利用の可能性が高いということです。

その場合ポイントに有効期限がなく、かつ実際に使用される確率が極めて高い場合には、そのサービス提供側の会計処理として、ポイントの発生時に費用処理もしくは値引き処理する方法が好ましいと思われます。

またポイントに有効期限があり実際に失効してしまうポイントがある程度ある場合には、そのサービス提供側の会計処理として、引当金を計上する方法が妥当であると考えられます。

今回、公正取引委員会がポイント還元を値引きであるとして判断したのは、これが の即時使用可能型のポイントサービス制度で、実際に使用される確率が極めて高かったからだと思われます。

次に法人税法上の取扱いをみてみましょう。

ポイントサービス制度について法人税基本通達はこれを「金品引換券付販売」と呼び、次のような取扱いをしています。

**基本通達9-7-2**「法人が商品等の金品引換券付販売により金品引換券と引換えに金銭又は物品を交付することとしている場合には、その金銭又は物品の代価に相当する額は、その引換えた日の属する事業年度の損金の額に算入する。」

**基本通達9-7-3**「法人が商品等の金品引換券付販売をした場合において、その金品引換券が販売価額又は販売数量に応ずる点数等で表示されており、かつ、たとえ1枚の呈示があっても金銭又は物品と引換えることとしているもので

あるときは、9-7-2にかかわらず、次の算式により計算した金額をその販売の日の属する事業年度において損金経理により未払金に計上することができる。

$$\text{算式} \quad 1 \text{枚又は1点について} \quad \text{その事業年度に} \\ \text{交付する金銭の額} \quad \times \quad \text{において発行した} \\ \text{枚数又は点数} \quad \text{」}$$

上記税務上の取扱いはまさに会計上の取扱いと一致しています。すなわち、及び のタイプのポイントサービス制度については基本通達9-7-2によりポイントが使用された時に費用（損金）処理されます。

また、 のタイプのポイントサービス制度については基本通達9-7-3により、ポイント発生時に費用（損金）とすることができるのです。

最後にポイントを受け取る側の課税関係はどうなるのか考えてみましょう。

この点について①法人が管理しているポイントカードで引き換えた場合と②個人のポイントカードに貯め、そのポイントで引き換えた場合のそれぞれで取扱いが異なります。

①の場合会社は、引き換えた物品等の価格相当額を雑収入（ただし借方の勘定科目は消耗品等となります）に計上することになります。

②の場合ポイントを引き換えた個人は、引き換えた物品等の価格相当額を一時所得（ただし業務に関して受け取るもの及び継続的に受け取るものを除きます）として申告することになるとされます。もっとも一時所得ならば50万円の特別控除があるので他の一時所得（生命保険の契約者配当などの所得）と合算してこれを超えた場合にのみ問題となるでしょう。

<b>協和監査法人</b>	<b>税理士法人協和会計事務所</b>	<b>有限会社協和ビジネスコンサルティング</b>
証券取引法、商法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など - 企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業承継対策等をサポートします。	証票書類の整理、仕訳データの入力、試算表・各種元帳の作成等の会計業務全般、給与計算、財産保全業務等をフォローします。 ” 経理部丸ごと引受けもOK！ ”